

佐賀県人事委員会訓令第二号

事務局

佐賀県人事委員会事務局処務規程（昭和六十二年佐賀県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十二月十八日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

別表中第三十五号を第三十七号とし、第二十号から第三十四号までを二号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の二号を加える。

- 二十 佐賀県職員の退職手当に関する条例第十八条第二項の規定による意見陳述の機会の付与に関する規則（平成二十一年佐賀県人事委員会規則第三十三号。以下「意見陳述機会付与規則」という。）第二条第一項の規定による口頭で意見を述べる意思の有無の確認に関すること。
- 二十一 意見陳述機会付与規則第五条第二項の規定による意見陳述の機会の期日等の変更に關すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。